

令和2年度第2次補正予算におけるスポーツ団体に対する補助（案）
について

1. 全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助（別紙のとおり）

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催者による会場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策や継続的な集客等のための広報、試合会場の確保等への支援を行うことにより、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進する。

(別紙)

スポーツイベントの再開支援事業（全国規模のスポーツリーグ又は大会）
交付決定一覧【第2次公募】（案）

No	団体名	交付決定額（案）
1	公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	181,418,999
2	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	165,596,158
3	公益社団法人 日本ラグビーフットボール協会	111,295,445
4	一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	84,899,222
5	一般社団法人 日本バレーボールリーグ機構	39,675,541
6	新日本プロレスリング 株式会社	27,845,546
7	公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	21,805,740
8	一般社団法人 日本独立リーグ野球機構	20,765,866
9	公益財団法人 日本バスケットボール協会	20,623,005
10	公益財団法人 日本サッカー協会	19,596,271
11	一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	19,514,152
12	株式会社 CyberFight	18,748,745
13	一般社団法人 日本ゴルフツアー機構	18,087,581
14	一般社団法人 ジャパン・バスケットボールリーグ	17,511,639
15	一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	16,683,568
16	公益財団法人 日本バレーボール協会	15,205,359
17	富士スピードウェイ 株式会社	15,070,199
18	株式会社 ドリームファクトリーワールドワイド	13,987,617
19	一般社団法人 大学スポーツ協会	12,784,569
20	一般財団法人 日本フットサル連盟	12,540,246
21	一般社団法人 日本高等学校・中学校ゴルフ連盟	10,673,693
22	公益財団法人 日本相撲協会	10,522,978
23	公益社団法人 日本フェンシング協会	10,137,066
24	公益財団法人 日本陸上競技連盟	9,955,801

No	団体名	交付決定額 (案)
25	オールジャパン・プロレスリング株式会社	9,008,073
26	有限会社ディーピンパクト	8,999,003
27	公益財団法人 日本体操協会	8,909,908
28	一般社団法人 日本フットボールリーグ	7,464,488
29	公益社団法人 日本プロボウリング協会	7,301,103
30	一般社団法人 日本社会人アメリカンフットボール協会	7,073,520
31	公益財団法人 日本ハンドボール協会	6,523,959
32	公益財団法人 日本テニス協会	6,237,559
33	公益財団法人 日本野球連盟	5,307,000
34	株式会社 中日新聞社	5,306,999
35	一般社団法人 Cheer & Dance Education	5,306,998
36	特定非営利活動法人 全世界空手道連盟 新極真会	5,231,109
37	公益財団法人 日本ソフトテニス連盟	4,991,250
38	公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟	4,893,094
39	公益社団法人 日本ダンス議会	4,513,167
40	株式会社 朝日新聞社	4,370,483
41	一般社団法人 ホッケー・ジャパンリーグ	4,109,540
42	公益財団法人 全日本ボウリング協会	4,104,481
43	株式会社 日本レースプロモーション	4,039,196
44	公益財団法人 日本ソフトボール協会	3,592,307
45	公益社団法人 日本チアリーディング協会	3,570,292
46	公益社団法人 日本アメリカンフットボール協会	3,511,610
47	株式会社 DANGAN	3,329,851
48	一般社団法人 国際テニスコミッション	3,310,500
49	一般社団法人 日本マスターズ水泳協会	3,205,604
50	一般社団法人 日本卓球リーグ実業団連盟	3,167,541
51	株式会社 ブシロードファイト	2,832,452
52	一般社団法人 日本サーフィン連盟	2,716,225

No	団体名	交付決定額 (案)
53	リデットエンターテインメント株式会社	2,581,481
54	特定非営利活動法人 ミスダンスドリルチーム・インターナショナル・ジャパン	2,490,016
55	一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会	2,141,790
56	株式会社 Ball Beat	2,013,760
57	一般社団法人 日本リズムダンス連盟	1,963,801
58	公益社団法人 日本新体操連盟	1,824,863
59	公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟	1,710,801
60	株式会社 ケーティーネット	1,504,003
61	一般社団法人 日本ブラジリアン柔術連盟	1,497,161
62	一般社団法人 日本ボクシング連盟	1,453,030
63	公益社団法人 日本トリアスロン連合	1,313,482
64	株式会社 Amazing Sports Lab Japan	1,183,128
65	公益社団法人 日本ライフル射撃協会	1,182,134
66	株式会社 毎日新聞社	1,096,602
67	特定非営利活動法人 空手道POINT & K.O.ルール協会	1,034,864
68	一般社団法人 全日本テコンドー協会	914,965
69	一般社団法人 全日本シニア体操クラブ連盟	791,998
70	公益社団法人 日本学生陸上競技連合	776,970
71	一般財団法人 大阪陸上競技協会	544,391
72	公益財団法人 全日本スキー連盟	427,077
73	公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会	409,289
74	ケイツープラネット株式会社	406,021
75	特定非営利活動法人 ナスターレース協会	389,101
76	公益社団法人 全日本学生スキー連盟	304,287
77	公益財団法人 全日本空手道連盟	241,972
78	一般社団法人 日本ディアポロ協会	186,992
79	一般社団法人 日本セバタクロウ協会	174,499
80	一般財団法人 少林寺拳法連盟	144,803

No	団体名	交付決定額（案）
	合計	1,068,575,599

スポーツイベントの再開支援

令和2年度第2次補正予算額 20億円（うち、全国規模のスポーツイベントの再開支援は約12億円）

◆趣旨・目的

全国規模のスポーツイベントの主催者による①会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、②継続的な集客等のための広報、③施設の確保、④選手等の非感染状態確認のために必要な費用や、部活動の全国大会に代わる地方大会の開催に必要な費用を補助することにより、様々なスポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は開催を促進する。

◆支援内容：以下のⅠ及びⅡに必要な経費を補助する。

Ⅰ 全国規模のスポーツイベントの再開支援

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止

- ✓ サーモーター、消毒用アルコール等の購入に係る経費
- ✓ 検温、監視、観客情報の把握等を行う人員の確保に必要な経費

②継続的な集客等のための広報

- ✓ 適切な感染拡大防止策を講じている旨の広報や集客のための広報に必要な経費
- ✓ 感染への不安等から自宅での観戦を希望する者や新規ファンとなり得る潜在的顧客に対し、臨場感を持って観戦可能な放送・配信用コンテンツの作成等に必要な費用

③施設の確保

- ✓ イベントの会場となるスポーツ施設の使用料等の経費

④選手等の非感染状態確認

- ✓ 身体的接触を伴う競技について、選手が安心して試合に臨めるようにするため、選手及び関係者に対する民間のPCR検査、抗原検査等の実施に必要な経費

Ⅱ 部活動全国大会の代替地方大会の開催支援

- ✓ 学校の部活動の全国大会が中止されたことに伴い、生徒のこれまでの活動の集大成の場としての地方大会の開催に必要な運営経費や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

※ 感染症対策を十分に講じた地方大会の開催支援を通じて、最終学年の生徒が推薦入試等において活用できる競技成績を得られる機会を確保することにより、スポーツ分野における生徒の進路選択の幅を広げることに資する。

◆補助対象等

Ⅰ 全国規模のリーグ又は大会の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等

：1会場当たり 上限1,000万円（1/2補助）

Ⅱ 部活動の全国大会の代替として開催される地方大会の主催者（都道府県及び都道府県の高体連、競技団体等）

：1大会（総合競技大会）当たり 上限1,000万円（定額補助）※競技ごとの大会も支援対象

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）

第九条（略）

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3（略）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）